

げすいどう みずのみらいを まもるみち 9月10日は下水道の日



下水道マスコット
スイスイ

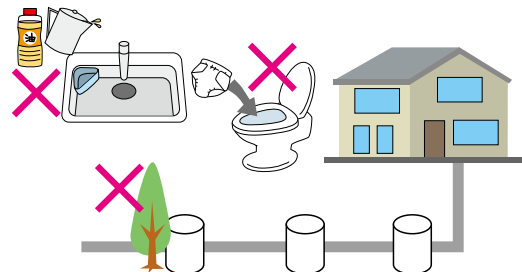
下水道は、私たちが使用した水をきれいに浄化して河川に返すほか、水害からまちを守る役割も担っています。この機能を十分発揮させるため、これからも下水道を正しく使いましょう。

下水道をご利用の方へ

！流さないでください

- ▷ 水に溶けにくい紙、おむつ、ビニール袋など
- ▷ 台所のごみ(野菜くずや残飯)、てんぷら油など
- ▷ アルコールやガソリン、石油などの揮発性の高い危険物

！宅内排水設備の近くに植樹しないでください 木の根が詰まりや破損の原因となります。



■補助金制度

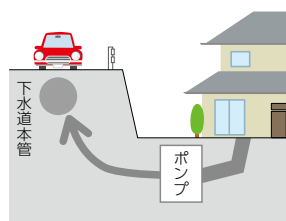
市では下水道による水洗化を促すため、次の補助金を交付しています。

▷改造資金融資あっせんおよび利子補給制度

下水道が使えるようになった後、3年以内に住宅などのくみ取り式トイレなどを改造して下水道へ接続し、その改造費用を金融機関から借り入れた場合、返済額のうち利子分を市で補助します(新築は対象外)。

▷宅地内汚水ポンプの補助金制度

宅地が道路より低いなどの自然流下による排水が困難な土地でポンプ設備が必要な方に、その費用の一部を補助します。



■下水道の「休止・再開」制度について

長期間下水道を使用しないときは「休止届」を提出すると、水道などの使用量が0 m³の場合に下水道使用料が無料になります。再び下水道を使用するときは「再開届」を提出してください。

生活雑排水による河川などの汚濁を減らすために…

市では、下水道整備のほか、鶴里町柿野地区内での農業集落排水施設の整備や、合併処理浄化槽の設置費用補助を行いながら、生活雑排水による河川などの汚濁を少しでも減らしていきたいと考えています。

いつまでも憩える水辺の環境をつくっていくため、下水道や個別合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設による生活雑排水の浄化処理にご協力をお願いします。

問 下水道課 (内線113～117)

ごみは燃やさないで 野焼きは禁止されています

野焼きの際に発生する臭いや煙により「洗濯物が干せない」「窓も開けられない」などの苦情が多く寄せられています。廃棄物(ごみ)を野外で燃やす「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、禁止されています。一部の例外規定はありますが、ごみは燃やさず、指定された集積所に出すか環境センターまで直接持ち込んでください。

野焼き禁止の例外規定(抜粋)

- ▷ 農林業を営む上で発生する、刈り草や下枝など
廃棄物の焼却
- ▷ 落ち葉たきなど、日常生活における軽微な焼却
- ▷ どんど焼きなど、風俗習慣上の行事における焼却

※例外規定に該当する場合でも、生活環境上、支障を与えるなどの苦情がある場合は、指導の対象となります。



問 環境課 (内線252)